

○防衛省告示第二百三十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和六年十月八日次のとおり決定された。

令和六年十月十日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約一九、〇〇〇平方メートル	
			公有	土地…約六、二〇〇平方メートル	
				水域…約九、〇〇〇平方メートル	

国有  
工作物…岸壁

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月十二日から同月

十九日までの間

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

土地…約五一六、〇〇〇平方メートル

建物…約六、二〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月十五日から同年

十一月八日までの間

六〇〇五 伊江島補助飛行場

沖縄県国頭郡伊江村

国有

土地…約二二五、〇〇〇平方メートル

公有

土地…約二三一、〇〇〇平方メートル

民有

土地…約二、二二七、〇〇〇平方メートル

ル

水域…約二六、五六〇、〇〇〇平方メートル

国有  
建物…約七四〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月十日から同年十

一月二日までの間

六〇一一 キャンプ・ハンセン 国有  
沖縄県国頭郡金武町

土地…約四九〇平方メートル

民有  
土地…約二一、〇〇〇平方メートル

国有  
建物…約三、五〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月二十一日から同

年十一月一日までの間

六〇二二 嘉手納弾薬庫地区 国有  
沖縄県中頭郡読谷村

土地…約五、三〇〇平方メートル

民有  
土地…約六六、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月二十一日から同

年十一月二日までの間

六〇三七 嘉手納飛行場  
沖繩市、沖繩県中頭 国有

土地…約六八〇平方メートル

郡嘉手納町、北谷町 民有  
土地…約二七、〇〇〇平方メートル

国有  
建物…約二、四〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月九日から同年十

一月二日までの間

六〇四四 キャンプ瑞慶覧  
宜野湾市、沖繩県中 国有

土地…約五、七〇〇平方メートル

頭郡北谷町、北中城 民有  
土地…約二一、〇〇〇平方メートル

村 国有  
建物…約七、二〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月二十日から同年

十一月八日までの間

六〇六四 那覇港湾施設

那覇市

国有

土地…約一〇、〇〇〇平方メートル

公有

土地…約五、一〇〇平方メートル

民有

土地…約三六、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月二十三日から同

年十一月一日までの間

六〇七八 出砂島射爆撃場

沖縄県島尻郡渡名喜

公有

土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

村

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月二十四日から同

月二十九日までの間

六〇八二 津堅島訓練場

うるま市

水域…約九、四五〇、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和六年十月九日から同月二十日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六八 千歳飛行場 千歳市 国有 土地…約一、三〇〇平方メートル

建物…約五、三〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月  
四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地  
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及  
び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約五〇平方メートル

工作物・照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間・令和六年十月二十三日から同  
年十一月一日までの間

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有

陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の  
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用  
ある施設及び区域として提供する。提供  
期間中は、地位協定の関連ある条項が適  
用される。

土地…約一、七五八、〇〇〇平方メー  
トル

工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月十二日から同月  
二十七日までの間

航空自衛隊計根別着陸場の施設の一部を  
、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施



四一六一 小松飛行場

小松市

国有

設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一〇七、〇〇〇平方メートル

建物…約一、六〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月

四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地

四一六一 小松飛行場

京丹後市

国有

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約五、一〇〇平方メートル

建物…約一三〇平方メートル

工作物…電話線路等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月二十三日から同年十一月一日までの間

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用さ

五一一五 新田原飛行場

宮崎県児湯郡新富町 国有

れる。

土地…約六七、〇〇〇平方メートル

建物…約七、五〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月

四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

五二二一 築城飛行場

行橋市、福岡県築上 国有  
郡築上町

。地位協定の関連ある条項が適用される

土地…約三九、〇〇〇平方メートル

建物…約六、九〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月

四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

五一二一 築城飛行場

春日市

国有

び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約一〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月十六日から同年

十一月四日までの間

航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五 健軍駐屯地

熊本市、熊本県菊池 国有

土地…約二四、〇〇〇平方メートル

郡菊陽町、上益城郡

建物…約八、七〇〇平方メートル

益城町

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十五日から同年十一月

八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊健康軍駐屯地及び陸上自衛隊高

遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第

二条第四項(b)の適用ある施設及び区域と

して提供する。提供期間中は、地位協定

の関連ある条項が適用される。

土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

建物…約三、二〇〇平方メートル

五一三〇 奄美駐屯地

奄美市

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月

八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。

土地…約三〇、〇〇〇平方メートル

五一三〇 奄美駐屯地

鹿児島県大島郡瀬戸 国有

内町

建物…約一、六〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月  
八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊瀬戸内分屯地の施設の一部を  
、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施  
設及び区域として提供する。提供期間中  
は、地位協定の関連ある条項が適用され  
る。



鹿児島県大島郡徳之島町

土地…約三一八、〇〇〇平方メートル

島町、天城町、伊仙

水域…約五、九八四、〇〇〇平方メートル

町

ル

建物…約一、九〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年十月十六日から同年十一月

八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

徳之島の一部を、地位協定第二条第四項

(b)の適用ある施設及び区域として提供す

六〇九一 那覇飛行場

那覇市

る。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約六、八〇〇平方メートル

民有 土地…約四八、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約三、九〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月十六日から同年十一月八日までの間

航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 公有

土地…約一四、〇〇〇平方メートル

国町

国有

建物…約二、四〇〇平方メートル

工作物…下水等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月十六日から同年

十一月八日までの間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用され

る。

六〇九四 南那覇駐屯地

那覇市

国有

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月十六日から同年十一月八日までの間

陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九五 石垣駐屯地

石垣市

国有

土地…約四、四〇〇平方メートル

建物…約四、一〇〇平方メートル

工作物…池井等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年十月十六日から同年

十一月八日までの間

陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三〇一七 府中基地 府中市 国有 建物・約二四〇平方メートル

工作物・門等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和六年十月二十日から同年

十一月二日までの間

航空自衛隊府中基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。